

板橋区子ども家庭総合支援センター開設後の状況について

板橋区子ども家庭総合支援センターは、令和4年4月1日に開設し、子ども家庭支援センター機能を移転し、継続して業務を開始した。

その後、令和4年7月1日より児童相談所設置市へ移行し、子ども家庭支援センター(市区町村子ども家庭総合支援拠点)と児童相談所の機能を併せ持つ施設として業務を開始しており、開設後の状況について、下記のとおり報告する。

記

1 子ども家庭総合支援センターの相談受付状況

- ・区民からの子どもや子育てに関する相談は支援課(子ども家庭支援センター機能)、関係機関からの児童虐待通告等は援助課(児童相談所機能)が窓口となり相談受理を行っている。
- ・新規相談受付後、支援課・援助課合同で全ケースを緊急受理会議等において、支援的要素・介入的要素を検討のうえ、役割分担を決定している。児童福祉司、児童心理司、弁護士、保健師、一時保護所職員等がケースに応じて連携し、専門的観点を踏まえて決定する援助方針に基づいて支援・援助を実施している。
- ・担当の割り振りについては、東武東上線ブロック・都営三田線ブロックに分けた地区制を導入している。職員が担当する地区を明確にすることで、当該地区の関係機関と顔が見える緊密な関係構築が可能となる。

(1) 支援課における相談受付状況(子ども家庭支援センター機能)

		4～6月合計	7～12月合計	合計
児童虐待相談		270 件(289 件)	50 件(537 件)	320 件(826 件)
内 訳	身体的虐待	62 件(61 件)	8 件(129 件)	70 件(190 件)
	性的虐待	1 件(3 件)	0 件(2 件)	1 件(5 件)
	ネグレクト	56 件(48 件)	22 件(89 件)	78 件(137 件)
	心理的虐待	151 件(177 件)	20 件(317 件)	171 件(494 件)
養護相談(虐待相談除く)		194 件(63 件)	363 件(280 件)	557 件(343 件)
障がい関係相談		10 件(6 件)	21 件(13 件)	31 件(19 件)
非行相談		3 件(2 件)	4 件(6 件)	7 件(8 件)
育成相談		102 件(22 件)	160 件(94 件)	262 件(116 件)
その他		57 件(3 件)	94 件(43 件)	151 件(46 件)
合計		636 件(385 件)	692 件(973 件)	1,328 件(1,358 件)

※児童相談所機能開始前の4～6月と開始後の7月以降で集計した ()内は、令和3年度同時期の件数
 ※令和4年度の件数は速報値のため修正が入る場合がある

(2) 援助課における相談受付状況(児童相談所機能)

		7月～12月の合計
児童虐待相談		738件
内訳	身体的虐待	208件
	性的虐待	8件
	ネグレクト	129件
	心理的虐待	393件
養護相談(虐待相談除く)		93件
障がい関係相談 ^{★1}		245件
非行相談		38件
育成相談		30件
その他の相談		59件
合計		1,203件

※… 令和4年7月以降、関係機関から相談や通告を受けた件数を集計した

※… 令和4年度の件数は速報値のため修正が入る場合がある

★1…愛の手帳の判定による相談が大半を占める

(3) 月ごとの新規一時保護児童数

	総数	内訳		総数のうち 警察からの 身柄付通告 ^{※2}
		板橋区一時保護所	一時保護委託 ^{※1}	
参考	—	—	北児相から引継ぎ 14件	—
7月	30件	25件	5件	10件
8月	8件	6件	2件	2件
9月	17件	16件	1件	10件
10月	13件	11件	2件	6件
11月	20件	15件	5件	6件
12月	12件	10件	2件	6件
合計	100件	83件	17件	40件

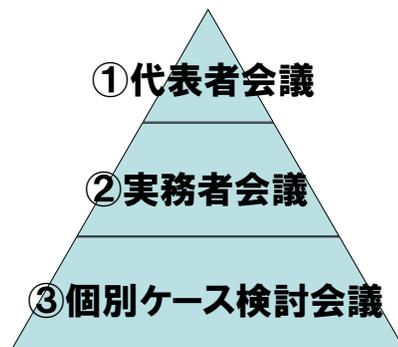
※1…一時保護所以外に、里親や児童養護施設、病院等に一時保護の委託をするもの

※2…警察が児童相談所による一時保護が必要と判断し、身柄(子ども)とともに通告をするもの

2 要保護児童対策地域協議会について

・要保護児童対策地域協議会の機能拡充を図るため、支援課に地域連携推進係を設置した。個人情報保護のもと「要保護児童等」に関する情報共有及び支援内容について、三層構造からなる会議体で協議を実施している。(右図参照)

・令和4年度は、昨年度実施していた集合型の実務者会議に加え、新たな取組として、訪問型としてアウトリーチ(関係機関訪問)を実施し、3か月に1回の見守り体制を構築した。



① アウトリーチ(関係機関訪問)概要

学校、保育園などの関係機関へ訪問し、所属の支援対象児童について、直近の状況をヒアリングするとともに、所属に潜在している被虐待児童等の掘り起こしを行った。また、開設に伴い刷新した「板橋区子ども家庭支援指針(板橋区児童虐待防止対応ガイドライン)」について周知・啓発し、児童虐待等の初動対応の流れ等の共有を行った。

② 対象施設

区立小学校、中学校、あいキッズ、区立保育園、私立保育園、幼稚園、児童館等(約 330 機関)

会議名	回数	開催月
代表者会議	2回	第1回:6月27日(月) 第2回:2月7日(火)(予定)
実務者会議	前期22回・後期22回 (中学校区ごとで実施)	前期 7月~9月(実施済) 後期 1月~3月(実施中)
関係機関訪問(アウトリーチ)	各関係機関へ訪問し情報共有 (約330機関)	10月~12月
個別ケース検討会議	状況に応じて開催 ※令和3年度は218回	年間通じて実施